

佐久市医療体制等連絡懇話会規約の改正について 《新旧対照表》

○現規約

H24.6.27

佐久市医療体制等連絡懇話会規約

- 1 名称
この会は、佐久市医療体制等連絡懇話会（以下「懇話会」という。）と称する。
- 2 目的
懇話会は、次の事項について協議するものとする。
(1) 佐久総合病院再構築に係る医療体制等協定書（平成22年7月10日締結）において、懇話会の役割として記された事項
(2) 地域医療連携に関する事項
(3) その他地域医療の充実に必要な事項
- 3 組織
懇話会は、次に掲げる者で組織する。
(1) 社団法人佐久医師会の役員
(2) 長野県健康福祉部の職員
(3) 長野県保健福祉事務所の職員
(4) 長野県厚生農業協同組合連合会の役員及び職員
(5) 長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院の職員
(6) 佐久市立国保浅間総合病院の職員
(7) 佐久市行政顧問
(8) 前2号に掲げる者以外の市の職員
- 4 会長及び副会長
(1) 懇話会に、会長及び副会長1人を置く。
(2) 会長は、佐久医師会長をもって充て、副会長は佐久市副市長をもって充てる。
(3) 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
(4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 会議
(1) 懇話会は、会長が招集する。
(2) 懇話会の議長は、会長が当たる。
(3) 懇話会は、年2回以上開催するものとし、予め開催計画を定めるものとする。
(4) 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、「3 組織」で規定する構成員以外の者の懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
(5) 懇話会は、原則公開するものとする。
- 6 庶務
懇話会の庶務は、佐久市役所地域課題対策局において処理する。
- 7 その他
このほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。
附則
この規約は、平成21年11月17日から施行する。
附則
この規約は、平成22年7月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
附則
この規約は、平成23年4月24日から施行する。

○規約改正案

佐久市医療体制等連絡懇話会規約（改正案）

- 1 名称
この会は、佐久市医療体制等連絡懇話会（以下「懇話会」という。）と称する。
- 2 目的
懇話会は、次の事項について協議するものとする。
(1) 佐久総合病院再構築に係る医療体制等協定書（平成22年7月10日締結）において、懇話会の役割として記された事項
(2) 地域医療連携に関する事項
(3) その他地域医療の充実に必要な事項
- 3 組織
懇話会は、次に掲げる者で組織する。
(1) 社団法人佐久医師会の役員
(2) 長野県健康福祉部の職員
(3) 長野県保健福祉事務所の職員
(4) 長野県厚生農業協同組合連合会の役員及び職員
(5) 長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院の職員
(6) 佐久市立国保浅間総合病院の職員
(7) 佐久市行政顧問
(8) 前2号に掲げる者以外の市の職員
- 4 会長及び副会長
(1) 懇話会に、会長及び副会長1人を置く。
(2) 会長は、佐久医師会長をもって充て、副会長は佐久市副市長をもって充てる。
(3) 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
(4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 会議
(1) 懇話会は、会長が招集する。
(2) 懇話会の議長は、会長が当たる。
(3) 懇話会は、年2回以上開催するものとし、予め開催計画を定めるものとする。
(4) 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、「3 組織」で規定する構成員以外の者の懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
(5) 懇話会は、原則公開するものとする。
- 6 庶務
懇話会の庶務は、佐久市役所市民健康部において処理する。
- 7 その他
このほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。
附則
この規約は、平成21年11月17日から施行する。
附則
この規約は、平成22年7月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
附則
この規約は、平成23年4月24日から施行する。
附則
この規約は、平成24年 月 日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

規約
の見
直し